

令和7年度

夏の交通事故防止運動

やさしさと笑顔で走る 兵庫の道

令和7年7月15日(火)～7月24日(木)

ちよつとだけ

も



姫路市立夢前中学校1年生(当時) 溝口杏心みぞぐち いっしんさんの作品

一般財団法人兵庫県交通安全協会主催

令和6年度児童・生徒の交通安全ポスターコンクール 金賞

7月15日(火)は「交通安全意識を高める日」

こどもと高齢者を始めとする歩行者が安全に通行できる 道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

歩行者も交通ルールを守りましょう

横断歩道の通行、信号を守るなど基本的な交通ルールをしっかりと守りましょう。
歩きスマホは危険です。周囲の交通状況を把握して交通事故に遭わないようにしましょう。

みんなで通学路等を見守りましょう

夏休みが始まると、通学路などの交通状況が変わります。
夏休み前に地域や家庭で、通学路や生活道路の安全を確かめましょう。

安全運転意識の向上と飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

横断歩道合図(アイズ)運動プラスを実践しましょう

横断歩道は歩行者優先です。「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。

ながら運転や飲酒運転等の悪質な運転を根絶しましょう

ながら運転は他人を巻き込む交通事故の原因になります。絶対にやめましょう。
飲酒運転は重大な犯罪です。飲酒運転追放「三ない運動」を徹底しましょう。

- 酒を飲んだら車を運転しない
- 運転する時は酒を飲まない
- 運転する人には酒を飲ませない

兵庫県HPに飲酒運転根絶に向けた
取組を掲載していますのでご覧ください

兵庫県HP



自転車等のヘルメット着用と交通ルールの遵守及び改正 道路交通法の周知の徹底

交通ルールを守りましょう

令和8年4月1日から自転車の交通違反にも交通反則通告制度(青切符)が適用される方針です。
自転車は法律上、自動車と同じ車両です。信号や標識・道路標示に従って走行しましょう。
運転中の携帯電話の使用はやめましょう。

自転車や特定小型原動機付自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう

交通事故での頭部の負傷は致命傷となります。命を守るため、ヘルメットの着用を!

自転車安全利用五則を守りましょう

- 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用



はばタンも
新しいヘルメット
着用してるよ

兵庫県マスコット はばタン

兵庫県は(株)オージーケー
カブと自転車安全利用連携
協定を締結し、自転車安全
利用を推進しています。

早朝・夜間の交通事故防止 point

死傷交通事故の多くは早朝や夜間、周囲が暗い時間帯に発生しています!

歩行者

- 夜間は明るい服装で外出
- 反射材やライト等、発光する物を身に着ける
- 道路を横断する時は横断歩道を渡る
- 信号を必ず守る
- 慣れた道でも油断しない



自動車等運転者

- 早めにヘッドライトを点灯し、自車の存在を知らせる
- 対向車がない時はハイビーム
- 特に、交差点では速度を落とし、他の交通に十分注意する
- 交通量が少ない道路、時間帯でも注意を怠らない

